

事 務 連 絡
平成25年6月20日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課 御中

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課
幼 児 教 育 課

幼稚園設置基準、小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準
の規定の趣旨について

政府の地方分権改革推進本部においては、国の法令による義務付け・枠付けの見直しについて、継続的に検討が行われています。その検討等を踏まえ、平成25年3月12日に閣議決定された「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」においては、「学校の設置基準（3条）については、既に弾力的、大綱的な規定であることや、他の学校等の施設及び設備の使用に関する規定の趣旨等について各地方公共団体に通知する」ことが盛り込まれたところです。

つきましては、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）、小学校設置基準（平成14年文部科学省令第14号）、中学校設置基準（平成14年文部科学省令第15号）及び高等学校設置基準（平成16年文部科学省令第20号）の規定の趣旨について、下記のとおりお知らせします。各都道府県教育委員会担当課におかれては、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会に対して、本事務連絡の趣旨について周知いただくようお願いいたします。

※「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることをいい、一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含まれます。
また、「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うことをいいます。

記

1 特別な事情があり教育上支障がない等の場合の取扱いについて

幼稚園設置基準、小学校設置基準、中学校設置基準及び高等学校設置基準（以下「設置基準」という。）は、地域の実態に応じた多様な学校の設置が可能となるよう、弾力的、大綱的に規定することを基本方針として制定されています。

すなわち、設置基準における学校の編制や施設設備等に関する規定では、学校を設置するために必要な最低の基準を大枠として示しており、また、「特別の事情があり」、かつ、「教育上支障がない」等の場合には、当該規定に定める通常の見直しと異なる見直しを可能とする弾力的な定めとしています。

なお、公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校等（市町村立の高等学校等を除

く。)に関する「特別の事情」や「教育上の支障」の有無については、第一義的には、設置者たる地方公共団体において判断すべきものとされます。

2 他の学校等の施設設備の使用について

設置基準では、学校に原則備えるべき施設設備を規定する一方、「特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上の支障がない場合は、他の学校等の施設を使用することができる」としています。

すなわち、設置基準に定める施設設備については、各学校ごとに、当該学校が専用できる施設設備を備えることが原則となりますが、一定の場合には、自校専用の施設設備を備えずとも、他の学校や社会教育施設などとの共用によることも可能としています。

ただし、小・中・高等学校等の図書室（小学校設置基準第9条第1項第2号等）に関しては、学校図書館法（昭和28年法律第185号）第4条に「学校には、学校図書館を設けなければならない」と規定されており、同法の趣旨から、他の学校や公立図書館等の施設をもって、当該学校の学校図書館の代用とすることはできません。このことについては、平成25年5月30日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡「学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨について」を参照ください。

【参考通知】

- 「小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について（通知）」（平成14年3月29日付け13文科初第1157号文部科学事務次官通知）
- 「高等学校設置基準の全部を改正する省令及び高等学校通信教育規程の一部を改正する省令の制定について（通知）」（平成16年3月31日付け15文科初第1406号文部科学事務次官通知）

<本件連絡先>

文部科学省 電話：03-5253-4111（代表）

○全般、小学校設置基準・中学校設置基準について

初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室 義務教育改革係
尾西、藪本、山中（内線2007）

○幼稚園設置基準について

初等中等教育局幼児教育課企画係
山中、塚田、酒井（内線3136）

○高等学校設置基準について

初等中等教育局初等中等教育企画課
教育制度改革室 高校教育改革係
一色、梶村、中野（内線2022）

《 参 考 》

- 「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）
（抄）

[文部科学省]

[義務付け・枠付けの見直し]

(1) 学校教育法（昭22法26）

- ・ 学校の設置基準（3条）については、既に弾力的、大綱的な規定であることや、他の学校等の施設及び設備の使用に関する規定の趣旨等について各地方公共団体に通知する。

また、公立図書館と学校施設を併せて整備する場合の学校図書館法の一般公衆利用に関する規定の趣旨、留意事項等について各地方公共団体に通知する。